

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年五月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 田 中 久 義

<p>路 線 名</p>	<p>県道さいたま東村山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>埼玉県志木市中宗岡四丁目一七七五番 三地先 から同市中宗岡四丁目一七五八番一 地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和八年五月二十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年二月 十八日付け埼玉県朝 霞県土整備事務所 長告示第一号で告示 した道路予定区域の 一部供用開始であ る。 延長五・一二メー トル</p>